2021年5月7日　参議院地方創生及び消費者問題に関する特別委員会

会議録抄　　国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案に対する反対討論

**○岸まきこ**　立憲民主・社民の岸真紀子です。

　国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案に対し、会派を代表して、反対の立場から討論を行います。

　まず、そもそもの問題は、国家戦略特区が世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげるとうたっているように、経済社会を優先し過ぎているということです。一体誰のための規制緩和なのでしょうか。地方創生にとって一番大切なその地域とそこで生活する住民のためという観点が抜け落ちていることは看過できません。

　今回の改正案の内容についても同様の指摘をせざるを得ません。

　まず、国家戦略特別区域諮問会議の議員に、なぜ特区に参入している企業の役員が加わっておられるのでしょうか。これでは利益相反の疑念が拭い切れません。

　今回の改正案では株式会社等による農地取得特例の期限延長が含まれており、兵庫県養父市で事業展開するオリックス農業の親会社、オリックスの竹中平蔵さん、秋山咲恵さんと二人の社外取締役が国家戦略特別区域諮問会議に参加しています。諮問会議の議員自らが自己に関係する規制を緩和し、農地取得を全国に広げるべきという主張は、特定企業への利益誘導に当てはまるのではないでしょうか。諮問会議の議論から利害関係者を除外するという基本的なモラルが図られていないことは問題です。

　また、農地所有適格法人以外の一般企業が所有することへの将来的な懸念、例えば農地転売や産廃置場になる等の悪用を防ぐための対策が講じられておりませんし、農地をリースではなく所有しなければならない必要性は感じられません。

　そもそも養父市において、農地を取得したのは六法人のみ、そのうち一法人は営農を休止しており、規模拡大をした四法人は大部分はリース方式です。そのことから考えれば、成果が得られたとは言い切れずに、全国展開を視野に入れた二年間の延長は必要ありません。

　次に、工場新増設推進のための関係法令の規制緩和は、事業の実施に際し配慮すべき生活環境との調和について区域計画に定めることとされていますが、その具体的な記載内容は必ずしも明確にされていません。市町村の条例により規制緩和を可能とする区域計画を認定するに当たっては周辺住民等の意見が適切に踏まえられなければならず、周辺環境との調和の確保が十分に配慮されるか甚だ懸念が残ります。

　さらに、中心市街地活性化基本計画の認定に係る手続簡素化も拙速と言わざるを得ません。

　想定される場面には、スーパーシティの区域計画の作成と併せて中心市街地活性化計画を作成、変更する場合が含まれています。スーパーシティ構想は住民の個人情報にも関わる重要なものであるにもかかわらず、構想段階から住民が意見を反映する体制が確約されていません。中心市街地活性化基本計画も慎重にすべきです。

　以上のことから、本案に反対であることを申し述べ、反対討論といたします。